

令和 8 年 9 月 1 日開催

第 3 3 回江南区選挙管理委員会会議録

新潟市江南区選挙管理委員会

第33回江南区選挙管理委員会次第

令和8年9月1日（火）

午前 9時30分から

会場 203会議室

1 議題

- 議案第121号 選挙人名簿の登録及び抹消について
- 議案第122号 在外選挙人名簿の抹消について
- 議案第123号 裁判員候補者予定者の選定について
- 議案第124号 検察審査員候補者予定者の選定について
- 議案第125号 選挙人名簿登録の移替え延期について
- 議案第126号 選挙人名簿の登録基準日について
- 議案第127号 ポスター掲示場の設置場所及び掲示できる日について
- 議案第128号 不在者投票事務を取り扱う場所について
- 議案第129号 期日前投票所の設置について
- 議案第130号 期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、及び閉じる時刻を繰り上げる
ことについて
- 議案第131号 氏名等の掲示の順序を決めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第132号 投票所の設置について
- 議案第133号 投票所の開閉時間について

2 その他

- ・次回開催日程について

第33回江南区選挙管理委員会会議録

開催日時 令和8年9月1日（火） 午前9時25分開催

開催場所 江南区役所203会議室

出席委員（4人） 委員長 渋谷 義裕 職務代理者 福岡 博子
委員 滝沢 優 委員 石本 道子

出席職員（4人） 事務局長 明間 研 事務局次長 小林 夏那恵
書記 真島 芳子 書記 渡邊 莉菜

付議事項

付議事項	説明	審議の結果等
議案第121号 選挙人名簿の登録及び抹消について	令和8年9月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を次のとおり選挙人名簿に登録するものとし、また、選挙人名簿に登録されている者のうち、選挙人名簿から抹消する事由が生じた者を次のとおり選挙人名簿から抹消する旨説明。 1 登録する者 (1) 登録する者の数 男266人 女273人 計539人 2 抹消する者 (1) 抹消する者の数 男293人 女275人 計568人 根拠法令：公職選挙法第22条第1項及び同法第28条	（審議結果）全委員、異議がなかったため、原案のとおり決定した。
議案第122号 在外選挙人名簿の抹消について	令和8年9月1日において、在外選挙人名簿に登録されている者を次のとおり在外選挙人名簿から抹消する旨説明。 1 抹消する者 (1) 抹消する者の数 男 1人 女 0人 計 1人 根拠法令：公職選挙法第30条の11第2号	（審議結果）全委員、異議がなかったため、原案のとおり決定した。

付議事項	説明	審議の結果等
議案第１２３号 裁判員候補者予定者の選定について	最高裁判所から貸与される名簿調製プログラムのくじ機能を使用し、裁判員候補者予定者７３人の選定を行った。 根拠法令：裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第２１条第１項	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第１２４号 検察審査員候補者予定者の選定について	最高裁判所から貸与される名簿調製プログラムのくじ機能を使用し、検察審査員候補者予定者２６人の選定を行った。 根拠法令：検察審査会法第１０条第１項	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第１２５号 選挙人名簿登録の移替え延期について	令和８年１０月２５日執行予定の新潟市長選挙における江南区の選挙人名簿登録の移替えを、次の期間の翌日後に延期する旨説明。 ○登録移替えを行わない期間 令和８年９月１９日から 令和８年１０月２５日まで 根拠法令：公職選挙法施行令第１７条第１号	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第１２６号 選挙人名簿の登録基準日について	令和８年１０月２５日執行予定の新潟市長選挙における選挙人名簿の登録基準日について説明。 ○被登録資格決定基準日：令和８年１０月１０日 （ただし、年齢については令和８年１０月２５日） ○登録日：令和８年１０月１０日 根拠法令：公職選挙法第２２条第３項	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第１２７号 ポスター掲示場の設置場所及び掲示できる日について	令和８年１０月２５日執行予定の新潟市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所および掲示できる日について説明。 ○ポスター掲示場：区内１９３か所 ○掲示できる日：令和８年１０月１１日から 令和８年１０月２４日まで 根拠法令：新潟市長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第２条	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。

付議事項	説明	審議の結果等
議案第128号 不在者投票事務を取り扱う場所について	令和8年10月25日執行予定の新潟市長選挙における不在者投票事務を取り扱う場所を次のとおり説明。 ○不在者投票事務を取り扱う場所 ・江南区役所 江南区泉町3丁目4番5号 ・横越出張所 江南区横越中央1丁目1番1号 ・新潟青陵大学 中央区水道町1丁目5939番地 なお、新潟青陵大学では公職選挙法施行令第56条の事務は取り扱わない。 根拠法令：公職選挙法第49条第1項及び第270条の2第1項	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第129号 期日前投票所の設置について	令和8年10月25日執行予定の新潟市長選挙における期日前投票所の設置場所を次のとおり説明。 ○開設場所及び期間 ・江南区役所 令和8年10月12日～24日 ・横越出張所 令和8年10月12日～24日 ・新潟青陵大学 令和8年10月22日 根拠法令：公職選挙法第48条の2第6項において準用する第39条	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第130号 期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、及び閉じる時刻を繰り上げるについて	令和8年10月25日執行予定の新潟市長選挙において新潟青陵大学に設置する期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、及び閉じる時刻の繰り上げについて説明。 ○期間：令和8年10月22日 ○投票時間：午前10時から午後5時まで 根拠法令：公職選挙法第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第40条第1項	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第131号 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	令和8年10月25日執行予定の新潟市長選挙における投票所並びに期日前投票所及び不在者投票記載所における氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について説明。 ○場所：江南区役所203会議室 ○日時：令和8年10月11日 午後5時30分 根拠法令：公職選挙法第175条第3項	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。

付議事項	説明	審議の結果等
議案第132号 投票所の設置について	令和8年10月25日執行予定の新潟市長選挙における各投票区の投票所設置場所を説明。 ○江南区投票所 28か所 根拠法令：公職選挙法第39条	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第133号 投票所の開閉時間について	令和8年10月25日執行予定の新潟市長選挙につき投票所を閉じる時刻の繰り上げについて説明。 ○第4018投票区 投票所を閉じる時刻 午後6時 根拠法令：公職選挙法第40条第1項	（審議結果）全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。

その他

- ・次回選挙管理委員会開催日を説明

閉会時刻 午前10時11分

以上、会議のてん末を承認し署名する。

新潟市江南区選挙管理委員会

委員長